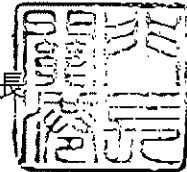


港長公示第4号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限するので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年7月13日

関門港長



関門港門司区新浜ふ頭周辺海域における航泊の制限について

関門港門司区新浜ふ頭周辺海域において、「関門港ポート天国」の行事が実施されるため、下記のとおり船舶の航泊を制限する。

ただし、関門港長が許可した船舶を除く。

記

1 期間

令和5年7月16日(日)午前10時00分から同日午前11時30分までの間

2 区域(別図参照)

関門港門司区

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

イ点 門司西海岸五号防波堤灯台から真方位71度310mの地点

ロ点 イの地点から真方位277度30mの地点

ハ点 ロの地点から真方位0度97mの地点

3 制限事項

船舶は、第1項の期間、第2項の区域を航行し、又は停泊してはならない。  
ただし、次に掲げる船舶を除く。

- (1) 関門港ポート天国の行事に参加する小型舟艇
- (2) 港長が立入又は移動を認め、本制限を解除した船舶
- (3) 緊急用務を行う船舶

4 備考

関門港ポート天国の期間中、警戒船が配備される。

航 泊 制 限 区 域 図

